

「ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務」 企画提案募集実施要領

この要領は、ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務

(2) 業務内容

別添「ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

(4) 委託契約金額の上限

6,250,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 企画提案への参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独で参加しようとする者

- ① 愛媛県内に事業所(本店、支店又は営業所等)を有する者であること。
- ② 令和2～4年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ令和5～7年度の同名簿への登録が予定されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 企画提案書の受付期間中に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て及び会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(2) 共同企業体(JV)で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とする。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で本企画提案に参加することはできない。

- ① 代表者は上記(1)の要件を全て満たしていること。
- ② 代表者以外の構成員は上記(1)の③～⑦の要件を満たしていること。

3 企画提案募集に係るスケジュール

本企画提案募集に係るスケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 付	関係様式	提出方法
企画提案募集開始	2月16日(木)	—	—
参加表明書提出期限	2月24日(金)	様式1、2	郵送又は持参
質問書提出期限		様式3	メール
企画提案書提出期限	3月8日(水)	様式4、5、6	郵送又は持参
企画提案審査会	3月15日(水)	—	—

※上記スケジュールは現時点での予定であり、変更の可能性がある。変更する場合、企

画提案参加者に対して連絡を行う。
※各日において、受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

4 企画提案の応募方法

(1) 担当窓口

愛媛県保健福祉部生きがい推進局ねんりんピック推進課
宿泊・輸送グループ（担当：阿部）
〒790-0002 愛媛県松山市二番町三丁目6番5号
明治安田生命松山二番町ビル5階

TEL：089-961-1529 FAX：089-961-1145 E-mail：nenrinpic@pref.ehime.lg.jp

(2) 参加表明書の提出

企画提案の参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

① 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要・事業実績の分かる資料（パンフレット等）
- ウ 共同企業体構成員の関係が分かる書類（協定書の案など）の写し（共同企業体で参加する場合のみ）

② 提出期限

令和5年2月24日（金） 午後5時（必着）

③ 提出部数

各1部

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により、(1)に掲げる担当窓口へ提出すること。

⑤ 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合には、令和5年3月8日（水）午後5時までに参加辞退書（様式第2号）を提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案に参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

① 提出書類

質問書（様式第3号）

② 提出期限

令和5年2月24日（金） 午後5時（必着）

③ 提出方法

電子メールにより、(1)に掲げる担当窓口のメールアドレスへ送付すること。なお、件名は「シニア向け旅行商品造成業務に関する質問」とし、送信後、上記(1)に掲げる担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

④ 回答方法

- ア 参加表明書の提出があった全ての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで回答する。
- イ 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関係するものについては、質問者のみに対して回答する。
- ウ 審査基準や参加表明の状況など、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については回答しない。また、電話や口頭による質問や受付期間外の質問は一切受け付けない。

⑤ 回答予定日

令和5年3月1日（水）

(4) 企画提案書の提出

企画提案の参加者は、1(4)に掲げる委託契約金額の上限の範囲内で、次により企画提案書（1者につき1提案）を提出するものとする。

① 提出書類（企画提案書）

ア 企画提案書の構成

（ア）企画提案書表紙（様式第4号）

（イ）企画提案書（任意様式）

次表に掲げる形式及び構成とすること。

項目	内 容
形式	原則としてA4判、横書き（着色・両面印刷可）とする。また、必要に応じてA3判の折込により図表等を挿入することも可とする。
構成	①概要（全体構成、企画コンセプト、PRポイント等） ②旅行商品の内容（仕様書4(1)～(6)への対応） ③催行結果の分析・報告書の作成方針（仕様書4(7)への対応） ④パンフレットの作成方針（仕様書4(8)への対応） ⑤その他独自提案（※仕様書に掲げる項目以外の独自提案がある場合） ⑥事業計画（業務スケジュール、事業実施体制等）

（ウ）事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式第5号）

本事業の実施に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。また、参考となる経歴、資格等を有する場合はその旨を記載すること。

（エ）業務実績表（様式第6号）

国又は地方公共団体等からの類似の事業の受託実績（5件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実績年度、業務概要を記載すること。

（オ）経費見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税を含む額とし、見積りに係る経費内訳を添付すること。また、A4判、横書きとする。

② 提出期限

令和5年3月8日（水） 午後5時（必着）

③ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により、(1)に掲げる担当窓口へ提出すること。

(5) 企画提案書の取扱い

① 提出後の再提出は(4)②に掲げる提出期限内に限り認めるが、一部差替えは原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

② 提出書類は①に掲げる再提出の場合を除き返却しない。また、書類は提案者に無断で二次的な使用は行わないが、審査に必要な範囲において複製することがある。

③ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

② 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案

③ 参加表明書に虚偽の記載をした場合

④ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合

⑤ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 業務委託候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案の内容については、別途設置する企画提案審査委員会において、プレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて採点を行い、最も優れた提案として評価した上位1者

を業務委託候補者として選定する。

(2) 審査方法

- ① 審査委員会は、別紙1の審査基準により、企画提案の内容を200点満点で評価し、全委員の評価点の合計が最も高い者を業務委託候補者として選定する。
- ② 企画提案の参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会で審査を行ったうえで業務委託候補者を選定する。
- ③ 上記いずれの場合も、審査の結果、評価点の合計が6割に満たない場合は業務委託候補者として選定しない。

(3) 企画提案審査会の開催

① 開催日時・場所

令和5年3月15日(水)午前 松山市内で開催予定

※詳細については、企画提案参加者の確定後、参加者に個別に通知する。

※新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、書面審査等に変更する場合がある。

② 実施方法

ア プレゼンテーションは10分を目安とし、終了後、審査委員からの質疑に応答すること。

イ その他、詳細は別途参加者に通知する。

③ 注意事項

ア 説明は、4で提出された企画提案書により行うものとする。なお、プレゼンテーションソフトを用いて企画提案書の内容をスクリーンに投影する場合は、パソコンや映像機器など、プレゼンテーションに必要な資機材は参加者が用意すること。

(プロジェクター及びスクリーンは県が設置するため不要)

ウ 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査後、全参加者宛てに書面で通知する。
- ② 順位及び評価点については通知しない。また、審査内容に係る質問や審査結果に関する異議申立てについても一切受け付けない。

7 契約

(1) 契約締結の協議

審査の結果、最も優れた提案として評価した業務委託候補者と、提出された企画提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、協議後の企画提案書の内容について、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、業務委託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

8 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、企画提案に参加すること。
- (2) 参加者は、他の事業者に対して、参加意思や提案内容の詮索等、競争を制限する行為を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、他の事業者に対して、故意に企画提案書等を開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等を成す場合において、企画提案の審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の審査を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 個人情報の取扱い

受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 企画提案への参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 本企画提案募集は、令和5年度当初予算の成立を前提に準備行為として実施するものであり、予算が不成立となった場合、事業実施を中止することがある。その場合において、企画提案に要した費用を請求することはできない。
- (7) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

**「ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務」
企画提案審査会審査基準**

項 目	内 容	配 点
業務に対する理解度	業務目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案内容となっているか。	20 点
提案内容の実効性	提案内容は仕様書及び実施要領に即したものとなっているか。	10 点
	旅行商品の内容について <ul style="list-style-type: none"> ・シニア層特有のニーズや課題に対応した提案となっているか。 ・より多くのねんりんピック関係者の観光促進につながるような提案となっているか。 ・大会終了後のシニア層の社会参加促進や、観光活性化につながるような提案となっているか。 ・参加者募集のための効果的な手法が検討されているか。 ・旅行業法、道路運送法等の関係法令の遵守や、旅行代金の取扱いについて適切な体制が取られているか。 	50 点
	報告書の作成について <ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品の催行結果の分析について、効果的な手法が取られているか。 ・報告書の内容は今後のシニア層の観光活性化につながると見込まれるか。 	20 点
	観光パンフレットの作成について <ul style="list-style-type: none"> ・シニア層が必要とする情報が盛り込まれた内容となっているか。 ・シニア層にも分かりやすいデザインとなっているか。 	20 点
	事業目的の達成に効果的な独自の提案が盛り込まれているか。	10 点
業務遂行の確実性	本業務に関する十分な知見・ノウハウを有しているか。	10 点
	業務実施に向けた業務の流れやスケジュールは現実的かつ効率的なものとなっているか。	15 点
	業務遂行に必要な人員配備や実施体制は整っているか。また、県からの都度の依頼に迅速かつ正確な対応が可能か。	15 点
	類似業務の実績とその内容は、本業務を実施するに当たり十分か。	10 点
経費の妥当性	企画提案内容に対し、適切に積算し、実施可能な金額か。	10 点
	経費に対して最大限の効果が見込める内容となっているか。	10 点
合 計		200 点

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために愛媛県から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ愛媛県の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受託者は、愛媛県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、愛媛県が受託者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受託者が愛媛県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受託会社の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するため愛媛県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛県に返還するものとする。ただし、愛媛県が別

に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による業務を処理するため受託者自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、愛媛県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 愛媛県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 愛媛県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに愛媛県に報告し、愛媛県の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより愛媛県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により愛媛県又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 愛媛県は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。